

太陽光発電設備景観形成基準の概要

1. 太陽光発電設備の広まりと景観上の課題

平成 24 年 7 月の固定価格買取制度開始以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が全国的に増加し、本市においても、本市環境基本計画(平成 28 年 3 月改訂)において、再生可能エネルギーの導入促進を掲げ、設備導入に係る経済的支援、公共施設への率先導入等を進めています。

こうした環境政策を背景に、本市において太陽光発電設備の設置事例は今後も継続的に発生することが見込まれる一方、太陽光発電設備の設置にあたっては、設備の規模や位置、形態意匠によっては良好な景観を著しく阻害することが懸念されます。



策定 太陽光発電設備の景観ルール (景観形成基準) 」裏面参照

2. 太陽光発電設備とは？

太陽光発電設備とは、太陽光を電気に変換するための設備(太陽電池モジュール、太陽光発電パネル、ソーラーパネル等)及びその附属設備(架台、蓄電設備、送電線等)をいいます。一般に、建築物の屋根等に設置する場合と土地に自立して設置する場合に分類されます。

一体型



建築物 (建築設備)

土地に自立



工作物

3. 手続きが必要となる場合

太陽光発電設備は、「建築物」と「工作物」に分類され、それぞれの届出対象行為に該当する場合は、景観法に基づく届出が必要となります。「建築物」として分類される太陽光発電設備も、建物の一部として審査の対象となります。

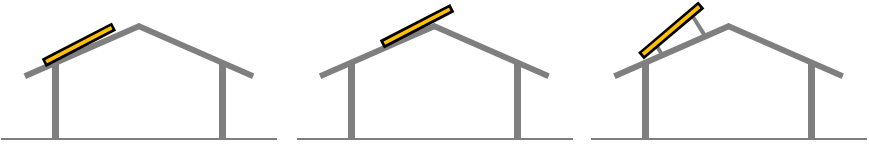
※届出対象行為は各区域ごとに定められていますので確認が必要となります。

お問い合わせ先

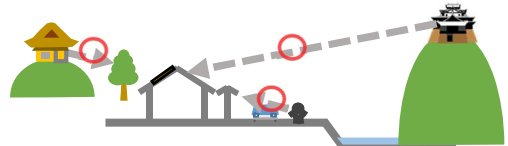
松江市 都市整備部 建築審査課 景観指導係
TEL : 55 - 5387 FAX : 55 - 5552
E-mal : keikan@city.matsue.lg.jp

太陽光発電設備景観形成基準

▶塩見縄手地区を除く市内全域

行 為	景観形成基準
建築物 の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①景観形成上重要な展望地（注1）、道路（注2）、河川（注3）からできる限り見えない位置に設置すること。 ②勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネルの最上部が当該建築物の棟を超えないものとする ③当該建築物との一体性に配慮すること  <p>○ 屋根と一体となっている。 × 最上部が屋根の最上部を超えている。 × 屋根と一体となっていない。</p> ④太陽光パネルの色彩は、黒色又は低明度・低彩度の目立たないものとする。
工作物 の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（注4）	①景観形成上重要な展望地（注1）、道路（注2）、河川（注3）からできるかぎり見えない位置に設置すること ②植栽や周辺景観と調和する塀などにより修景し、周囲から直接望見できないよう工夫すること。 ③太陽光パネルの色彩は、黒色又は低明度・低彩度の目立たないものとする。

（注1）：「展望地」とは、松江城、田和山史跡公園、島根県立美術館、枕木山、明々庵、千手院、月照寺、忌部自然休養村、古墳の丘古曾志公園、宍道湖夕日スポット、フォーゲルパーク展望台、松江大橋、宍道湖大橋、松江湖畔公園（千鳥南・末次・白潟・岸・袖師）、島根原子力館、マリンパーク多古鼻、関の五本松公園、美保関灯台（地蔵崎）、星上山スターパーク、鳥ヶ崎園地、ふるさと森林公園、大塚山公園、めのう公園、意東海岸、星上峠（星上山展望台）をいう
 （注2）：「道路」とは、国道9号、国道431号、主要地方道松江鹿島美保関線をいう。
 （注3）：「河川」とは、大橋川、松江堀川、玉湯川をいう。
 （注4）：太陽光発電設備のうち照明柱等の小規模な工作物と一体となった小型の物を除く



▶景観地区「塩見縄手地区」

行 為	景観形成基準
建築物 の形態意匠の制限 ※新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①通り（注1）や展望地（注2）から見えない位置に設置すること。 ②太陽光パネルを勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネルの最上部が当該建築物の棟を超えないものとする。
工作物 の形態意匠の制限 ※新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（注3）	①通り（注1）や展望地（注2）から見えない位置に設置すること。 ②太陽光パネルの色彩は、黒色又は低明度・低彩度の目立たないものとする。

（注1）：通り…主要地方道松江鹿島美保関線（塩見縄手）

（注2）：展望地…松江城天守及び明々庵（城見台）